

「とくしままるごと e スポーツ推進事業」運営業務 仕様書

1 業務名称

令和 8 年度とくしままるごと e スポーツ推進事業運営業務

2 業務目的

デジタル社会において若年層に求められるスキル（デジタルリテラシー、創造力、表現力等（以下、「デジタルリテラシー等」という。））の向上を図るとともに、e スポーツへの理解を深めるため、若年層に人気のあるデジタルコンテンツを活用したワークショップやにぎわい創出につながるイベントを開催することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 業務内容

(1) 若年層のデジタルリテラシー等の向上が見込める、デジタルコンテンツを主たる要素としたワークショップを実施する。

ア 参加人数

250 名以上を目標とする。

※参加人数は延べ人数（同一参加者の複数回参加を含む。）とし、1 回あたりの参加者は 20 名程度を上限とする。

イ 対象者

県内に在住または通学する小学生、中学生を対象とする。

ウ 場所・回数

以下に規定する県北部、県央部、県南部、県西部において、各一回以上。

※県北部：鳴門市、阿波市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

※県央部：徳島市、小松島市、吉野川市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、

神山町

※県南部：阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町

※県西部：美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

※開催場所及びエリアについては、企画提案書の内容を基本とし、徳島県と協議の上、決定する。

エ ワークショップの詳細

(ア) ワークショップは 5 名程度のグループワークを中心とし、各グループにサポート要員を配置すること。

(イ) 県内の学生（高専生、専門学校生、大学生）をサポート要員に任用するなど、県内の学生全体のスキルアップを見込むこと。

(ウ) 午前午後に分けて実施する等、多くの参加者が見込める工夫を行うこと。

(エ) ワークショップ 1 回あたりの時間は 2 時間程度とする。

(オ) 使用コンテンツは、小中学生を対象とした教育的プログラムを活用することとし、グループワーク等を含め、学生間に多くの交流が生まれ、デジタルリテラシー等のほか、ネットリテラシーやパソコンの操作スキルの向上につながるものとする。

(カ) グループワーク等の成果を発表する機会を設けること。

オ イベントの広報・集客

原則受託者が行うものとする。

カ 成果物の作成

ア～オの結果を集約し、成果物としてまとめ、事業報告書とすること。

(2) にぎわい創出につながる e スポーツに関するイベントの開催

ア 参加人数

500 名以上を目標とする。

※参加人数は延べ人数（同一参加者の複数回参加を含む。）とする。

イ 対象者

県内に在住するすべてのもの

ウ 場所・回数

県北部、県央部、県南部、県西部において各一回以上とし、ワークショップとの同時開催も可能とする。

※開催場所及びエリアについては、企画提案書の内容を基本としつつ、徳島県と協議の上、決定する。

エ e スポーツに関するイベントの詳細

(ア) 様々な年代が e スポーツを楽しむことができるとともに、新たなコミュニティを形成するツールとして活用できるよう工夫をすること。

(イ) e スポーツの正しい知識や向き合い方を学べる機会とすること。

オ イベントの広報・集客

原則受託者が行うものとする。

カ 成果物の作成

ア～オの結果を集約し、成果物としてまとめ、事業報告書とすること。

※原則、開催会場の賃借料や必要機材の調達に係る費用は本業務に含まれており、

購入が必要な機器については、事前に徳島県と協議の上、決定する。

なお、購入した機器の権利については、県が保有する。

(3) 業務打合せ

検討状況に応じ、必要なタイミングで適宜、県との打合せを行う。

5 業務実績の報告

業務終了後、令和 9 年 3 月 31 日（水）までに、以下の成果品等を提出すること。

(1) 「4 (1)」及び「4 (2)」の結果を Word、Excel 又は Power Point 等で作成し、PDF 形式にまとめたもの。

(2) 業務に関して作成した全ての成果物電子データー式

(3) A4 カラー両面印刷した事業実施報告書 1 部

6 留意事項

(1) 委託業務の再委託は、委託業務を履行するうえで再委託によらないと支障が生じる場合を除き原則禁止とし、また、再委託がやむを得ない場合においてもその範囲は必要最小限にとどめるものとする。

再委託を行おうとする場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性、その他契約担当者が必要と認める事項について記載した書面を提出すること。

- (2) 業務実施にあたっては、県と協議しながら進めることとし、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (3) 本業務により取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を遵守し適正に管理し取り扱うこと。
- (4) 委託契約に基づく事業に係る会計関係帳簿を整備し、ほかの事業活動に係る経費と明確に区別し適正に記録すること。また、信憑書類は必ず保管すること。
- (5) 本業務で作成した全ての成果品に係る著作権は原則として、県に帰属する。
ただし、協議により、県が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は、業務の遂行に関し、本仕様書に沿って実施すること。
- (7) 本仕様書の定めのない事項及び本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に県と協議し、その指示に従うこと。